

平成 2 4 年 1 1 月 7 日
国立大学法人評価委員会決定

研究費の不適切な経理事例に対する評価の取扱いについて

- 1 平成23年度に係る業務の実績に関する評価において、研究費の不適切な経理が確認された法人については、以下の理由から「その他業務運営に関する重要目標」の項目別評価において、課題事項として指摘し、「中期目標の達成に向けてやや遅れている」とする、従来に比べても一段階厳しい評定を一律行うものとする。
また、中期目標期間評価においては、その後の取組も踏まえつつ、総合的な評価を行うものとする。
 - ① 従来から大学・研究機関において、研究費の不適切な経理が度々発覚し、不正使用防止のための取組を求めてきているところ、依然として問題が繰り返されているなど、抜本的な改善がみられないこと。
 - ② 文部科学省が平成23年度において実施した調査の結果、相当数の法人において不適切な経理が確認されたこと。
 - ③ 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成22年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」において、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について引き続き必要な改善を促すべきである旨、求められていること。
 - ④ 科学研究費補助事業の補助総額の6割以上を国立大学法人が占めており、この問題が公的競争的研究資金制度の在り方の根幹にも関わるものであること。また、国立大学法人の収入に占める公的競争的資金等の占める割合も年々高まっており、法人運営上大きな位置づけとなっていること。
 - ⑤ 不適切な経理が国立大学法人全体として続くことは、国立大学法人の運営や広く大学に対する社会的信頼を失いかねない極めて深刻な課題であることを重く受け止める必要があること。
- 2 研究費の不適切な経理に対する指摘は、これが判明した段階で行わざるを得ないことや、そのような不適切な事案が法人としてずっと把握されないままにあったことなどを踏まえ、不適切な経理が行われた時期や不正防止への取組如何にかかわらず、課題として指摘するものとする。
- 3 現時点では、研究費の不適切な経理の有無について明らかになっていない法人で、今後、不適切な経理が明らかになった場合には、同様に平成24年度以降の評価結果に反映するものとする。
- 4 なお、各法人においては、既に具体的な研究費不正使用防止対策に種々取り組んでおり、優れた取組については、1～3の取扱いとは別に、注目すべき事項に取り上げるなど、適切に評価を行う。
（例えば大阪大学にあっては、従来からの取組に加え、教職員全員からの誓約書の提出の義務化（採用時の誓約書にも明記）や氏名を公表することを基本とした厳しい処分を行う旨の関係規則改正、新幹線等の使用済切符や宿泊先の領収書の提出の義務化等の注目すべき取組が行われている。）